

津山市監査委員告示第4号  
令和2年1月31日

地方自治法第199条第12項の規定により平成30年度公の施設の指定管理者  
監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のと  
おり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

## 監査の対象

指定管理者：社会福祉法人 江原恵明会

施設名：津山市立ときわ園

所管部署：環境福祉部高齢介護課

## 監査結果報告日

令和元年12月26日

## 措置等の内容

[社会福祉法人 江原恵明会]

指摘事項 (1)	津山市立ときわ園運営規則の改正により平成28年4月1日から、ときわ園の園長は職名が施設長に変更されているが、指定管理者が従前のまま園長の公印を保管し、各市町への措置費の請求をする際に請求印として使用していた。同規則に基づき施設長の印を使用し、園長の公印については、所管する高齢介護課で管理するよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	監査結果報告時点で、すでに12月分の措置費請求事務に入っていたため、高齢介護課と協議の上、当該事務終了後、速やかに請求印を当法人が所有する施設長の印へ変更を行うこととした。また、園長の公印について、請求事務後は高齢介護課での管理とした。	

[環境福祉部 高齢介護課]

指摘事項 (1)	津山市立ときわ園運営規則の改正により平成28年4月1日から、ときわ園の園長は職名が施設長に変更されているにもかかわらず、指定管理者が従前のまま園長の公印を保管し、各市町への措置費の請求をする際に請求印として使用していた。同規則に基づき施設長の印を使用するよう指導し、園長の公印については、返還を求め、廃止に伴う事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	12月分の措置費請求事務が終了した1月21日付けで園長の公印を高齢介護課での管理とした。また、今後は指定管理者が所有する施設長の印を使用するよう合議した。園長の公印については、3月末まで当該請求に関する不測事務に対応するため高齢介護課で保管した後、令和2年4月1日付け廃印とし、手続きを行っている。	

指摘事項 (2)	「津山市立ときわ園之印」の管守者は社会福祉事務所長となっているが、実際にはときわ園の事務所で保管されていた。津山市公印規則に基づき、管守者が責任を持って管理できる場所で保管されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の 内 容	指摘を受け、「津山市立ときわ園之印」を同日付けで高齢介護課での管理に見直した。同印は、指定管理者制度導入後に使用実績がないことから、園長の公印と併せ廃印手続きを行うこととした。	